

妊婦健診・分娩時の交通費等 助成事業について

令和8年4月より遠方の産科医療機関等を受診・分娩する妊婦さんの交通費等の一部助成を開始します。

対象者:みやま市に住民票があり、次のいずれかに該当する妊婦さん

最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関までの標準的な移動時間が概ね60分以上を要する場合

健診時交通費 14 回まで
分娩時交通費 1 回まで
分娩時の前泊の宿泊費
14 泊まで

周産期母子医療センターを受診する必要がある、最も近い周産期母子医療センターまでの標準的な移動時間が概ね60分以上を要する場合

健診時交通費 14 回まで
分娩時交通費 1 回まで
分娩時の前泊の宿泊費
14 泊まで

産科医療機関等が概ね 60分以内であっても、分娩を取り扱っていない場合に、妊娠後期に分娩取扱施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩取扱施設までの標準的な移動時間が概ね60分以上を要する場合

健診時交通費 7 回まで

<助成金額>

交通費:移動手段ごとに算出した額(実費額を上限とする。)の合計に 0.8 を乗じた額。

宿泊費:実費額(上限 9,800 円)から、1 泊当たり 2,000 円を控除した額。

詳しくは右の二次元コードから
みやま市ホームページにてご確認ください。



<https://www.city.miyama.lg.jp/s029/kosodate/010/120/085/20260317094034.html>



お問い合わせ先
みやま市 子育て家庭センター
〒835-8601
みやま市瀬高町小川 5 番地
電話番号:0944-64-1520

